

捜査指揮及び事件指揮簿の運用について

(平成21年3月17日例規第27号)

犯罪の捜査において、上級捜査幹部の指揮の徹底、そのいきさつと責任を明確にするために必要な事項を定めたもので、主な規定項目は、次のとおりである。

事件指揮簿の様式

捜査指揮及び事件指揮簿の運用

事件指揮簿の記載要領